

# あなたのまちの民生委員・児童委員

## 思いやり あなたと私の地域の“わ”

5月12日は民生委員・児童委員の日です。安全・安心なまちづくりを推進し、身近な福祉の相談役として地域で活躍する民生委員・児童委員の活動を紹介します。

【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273)4080・FAX(3209)9948へ。

※お住まいの地域の民生委員・児童委員が分からないときは、お問い合わせください。

### ○民生委員・児童委員とは○

4月1日現在、294名の民生委員・児童委員が区内で活動しています。

民生委員は福祉の仕事に理解と熱意があり、地域の実情に詳しい方で、地域で幅広い福祉活動をしています。全ての民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねていて、子どもたちの健全育成を支援しています。

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、任期は3年です(再任も可)。個人の人格を尊重し、秘密を守ることが法律で義務付けられていて、給与は支給されず、ボランティアとして活動しています。

委員は、担当の区域を持ち、子どもから高齢者まで、さまざまな分野の相談に応じています。また、地域の皆さんと区や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として、必要に応じて地域の専門機関を紹介し、皆さんが必要なサービスが受けられるよう支援しています。

### ○主任児童委員とは○

民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名される主任児童委員は、子育てを社会全体で支える環境づくりを進めるため、児童福祉に関することを専門に担当しています。

担当の区域を持たず、民生委員・児童委員と連携しながら、子どもや子育てに関する支援を専門に担当しています。

### 地域でこんな役割を担っています

#### 生活上のさまざまな相談をお受けします

一人暮らしの不安や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、不登校やいじめ、失業や経済困窮による生活上の心配事など、さまざまな相談に応じます。



#### 民生委員 児童委員 主任児童委員



#### 地域をいつも見守っています

一人暮らしの高齢者や障害のある方の安否確認・見守り、子育て世帯への訪問など、地域の現状を把握し、見守り活動をしています。



#### 福祉関係機関や団体につながります

福祉サービスなどの情報提供や、必要に応じて地域の専門機関への橋渡しを行います。

【地域の専門機関】福祉事務所、保健所、高齢者総合相談センター、子ども総合センター、学校、社会福祉協議会ほか

#### 地域福祉の推進に協力します

いつ起こるか分からない災害に備え、「災害時一人も見逃さない運動」など、区民を守る取り組みを関係団体と協力して進めています。

#### 子どもの健全育成や安全を守る取り組みを行っています

民生委員・児童委員と主任児童委員が連携し、子育ての支援や虐待防止、犯罪被害から子どもを守る活動などに取り組んでいます。

### 新宿通りをパレードして民生委員・児童委員の活動をPR

5月18日(日)午前11時～11時40分

民生委員・児童委員が多くの関係機関と連携しながら活動していることを広くPRするため、新宿通り(新宿3丁目交差点～JR新宿駅東口広場)をパレードします。



またはお持ちください。

【表彰する部門】▼経営大賞(新宿区長賞、東京商工会議所新宿支部会長賞) : 2社以内

▼優秀賞、経営革新賞、地域貢献賞 : 数社。表彰式は26年12月を予定

【対象】区内に本社(営業の本拠)があり、区内で1年以上の事業実績がある中小企業等。詳しくは、お問い合わせください。

【申込み】所定の申込書を、6月13日(金)までに産業振興課産業振興係(〒160-0023 西新宿6-8-2、BIZ新宿4階) ☎(3344)0701・FAX(3344)0221へ郵送(必着)

### 優良企業表彰にご応募を

経営革新、経営基盤の強化への取り組みなどに優れた実績があり、地域経済や社会の発展に貢献している企業を、区と東京商工会議所新宿支部が共催で表彰しています(25年度は7社を表彰)。

表彰式を開催するほか、表彰内容を「広報しんじゆく」等で紹介し、受賞企業をPRします。また、受賞企業が参加するビジネス交流会を開催します。

受賞企業には、区の紋章(マーク)が入った受賞PR用のロゴマークを貸与します。

### 軽自動車税 納期限は6月2日(月) 納税通知書をお送りします

新宿区が課税する軽自動車税は、毎年4月1日現在、区内を定置場として原動機付自転車、小型特殊自動車、オートバイ、軽自動車を所有している方が納める税金です。26年度の納税通知書を、5月9日(金)に発送します。忘れずに納めてください。

納税通知書の左下にバーコードがあるものは、全国のコンビニエンスストア(下記)で納めることができます。また、納付には、携帯電話から「モバイルレジ」を利用することもできます。ただし、領収書や軽自動車の継続検査用(車検)のための納税証明書が必要な方は、金融機関、コンビニエンスストア、特別出張所・区税務課の窓口で納めてください。

- 利用できるコンビニエンスストア(50音順)
- ▼エブリワン、▼くらしハウス、▼コストア、▼コミュニティストア、▼サークルK、▼サンクス、▼スリーエイト、▼スリーエフ、▼生活彩家、▼セーブオン、▼セブンイレブン、▼デイリーヤマザキ、▼ファミリマート、▼ポプラ、▼ミニストップ、▼ヤマザキデイリーストア、▼ローソン、▼MMK端末(公共料金等収納端末)設置店

### 高田馬場創業支援センター 7月からの利用者を募集

区内での創業を考えている方、事業継承・経営改革を目指す方への情報提供、経営相談、オフィススペースの提供等を行っています。

●施設の概要

- 【所在地】高田馬場1-32-10
- 【電話番号】☎(3205)3031
- 【開館時間】午前8時30分～午前0時
- ※年末年始は休館
- 【施設内容】シェアード(共有)オフィス10席、個室オフィス2室、会議室兼商談室、交流スペースほか。インターネットが利用できる机や専用ロッカー等もあります。

●7月からの利用者を募集

- 【募集人員】シェアードオフィス等の利用者、13名
- 【利用期間】利用承認日から6か月(6か月を超えない範囲で3回まで更新可。最長2年)
- 【使用料金】月額1万円(利用承認後に前払い)
- 【申込み】電話予約の上、5月7日(水)23日(金)(土・日曜日を除く)の午前9時～午後5時に、産業振興課産業振興係(西新宿6-8-2、BIZ新宿4階) ☎(3344)0701・FAX(3344)0221へ。

※書類・面接で事業計画の具体性、実現の可能性等を審査します。応募の要件等詳しくは、同係で配布する募集要項でご確認ください。新宿区ホームページでもご案内しています。